

# 補遺

2023年3月

(株)日本法令

## 「賃金規程・退職金規程」の取扱いについて

平成31年労働基準法の改正に伴い、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増率の猶予措置が令和5年4月1日に廃止されます。

「賃金規程・退職金規程（注文番号：労基29-2）」では、時間外割増賃金について記載されている賃金規程（第6条から第9条）の用紙について、『中小企業の場合（ページ②-1）』と『中小企業以外の場合（ページ②-2）』で自社に該当する用紙を選択してご使用いただいておりますが、令和5年4月1日以降使用する場合は、全企業で『中小企業以外の場合（ページ②-2）』の用紙をご使用くださいますようお願い申し上げます。